

返戻金制度（紹介手数料）

■初期手数料の発生条件

紹介手数料および来日前の教育等の支援費用、海外航空券費用は、採用決定（内定）時点（在留資格申請前）に成功報酬として発生する。ただし、採用決定者が入社に至らなかった場合には、初期手数料は発生しない。また、既に支払い済みの場合は、当社は当該金額を返還する。

■採用キャンセル時の取扱い

採用決定者に関し、当社が手続き準備または対応を開始した後に、いかなる理由であっても採用がキャンセルされた場合、準備費用として 100,000 円（税別）を請求する。

■返戻条件（入社後）

採用者が自己都合により入社後 6 ヶ月未満に退職した場合、以下の通り紹介手数料の一部を返還する。

入社日から 1 ヶ月未満：80%

入社日から 3 ヶ月未満：60%

入社日から 6 ヶ月未満：20%

■適用除外

以下の場合は返戻の対象外とする。
採用者の退職が、当初提示された労働条件と著しく異なることに起因する場合

■計算方法

返戻金額は、契約時に定めた紹介手数料の税抜金額を基準として算出する。

■支払条件

紹介手数料の金額および支払期日は、別途発注書にて定めるものとする。